

国立大学法人東京農工大学資金運用管理規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第5章 運用管理体制等 (資金の運用)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 学長は、資金運用責任者を置き、理事(総務・財務担当)をもって充て、運用を行わせるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第5章 運用管理体制等 (資金の運用)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 学長は、資金運用責任者を置き、理事(経営・企画担当)をもって充て、運用を行わせるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。